

那覇市生活扶助世帯に対する水洗便所設置費等補助金申請

既存家屋（持家）のくみ取り便所・浄化槽を改造して、公共下水道に接続しようとする生活扶助世帯に対して、予算の範囲内において工事費用の補助をします。

補助金の額

- ・ **工事費用の全額。**

※排水設備係で見積書を精査し、補助額を決定します。

該当する世帯

下記の①～③の要件を全て満たしている世帯。

- ①家屋（賃貸住宅を除く。）の所有者で居住していること。
- ②生活扶助世帯であること。（世帯全員）
- ③世帯全員が他の同様な制度の申請及び補助の交付決定を受けていないこと。
- ※家屋が共有名義となっている場合は、書面により共有者の同意を得ること。
- ※借地の場合は、書面により地主の同意を得ること。
- ※同一家屋に同居世帯がある場合は、同居世帯も②及び③の要件を備えていること。

申請書及び添付書類

- ①下水道排水設備計画確認申請書：1通

【添付書類】 ・工事の見積書（「契約金額」の横に申請者が署名・押印したもの）
 ・工事の着手前の写真
 ・借地の場合は、地主の承諾書

指定工事店

- ②生活扶助世帯に対する水洗便所設置費等補助金申請書：1通

※下の欄に福祉事務所長の証明が必要になります。（那覇市役所 2F 保護課）

- ③生活扶助受給証明書（世帯全員の記載のある証明）：1通（那覇市役所 2F 保護課）

- ④住民票謄本（特別一本籍及び続柄の記載があるもの）：1通（那覇市役所 1F ハイツ市民課）
（各支所）

- ⑤固定資産評価証明書（土地・家屋）：1通（那覇市役所 3F 市民税課）（各支所）

※固定資産証明書の「所有者」欄の氏名が申請者と同一か確認してください。

※住民票謄本及び証明書等は提出日より3か月以内のものを提出してください。

※同居世帯がある場合には、同居世帯も③及び④の書類を提出すること。

注意

※上記の申請書等については、全て**同じ印鑑**を使用してください。

※申請書は「下水道排水設備計画確認申請書」と同時に提出してください。

※生活扶助世帯に対する水洗便所設置費等補助金交付決定通知書の交付を受けた後に工事に着工し、着工後2月以内に工事を完了しなければなりません。

※工事完了後に、生活扶助世帯に対する水洗便所設置費等補助金実績報告書及び請求書兼委任状を提出しなければなりません。

（補助金は、工事の施工業者の口座へ振込みます。）

補助金申請等についてわからない事がありましたら、申請前に料金サービス課までご連絡ください。
那覇市上下水道局 料金サービス課（上下水道局庁舎2階）排水設備係 TEL：941-7810

第 1 号様式(第 6 条関係)

生活扶助世帯に対する水洗便所設置費等補助金申請書

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

申請者 住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日
電話番号

生活扶助世帯に対する水洗便所設置費等補助金の交付を受けたいので、
那覇市生活扶助世帯に対する水洗便所設置費等補助金交付要綱第 6 条の
規定により、関係書類を添えて申請します。

補助金申請額

円

設 置 場 所

那覇市

工 事 の 種 類

くみ取便所改造 浄化槽改造

上記申請者は、生活保護法第 11 条第 1 項第 1 号の規定による生活扶助を
受けている者であることを証明します。

年 月 日

那覇市福祉事務所長

印

※ 生活扶助受給者であることの証明を福祉事務所長から受けて提出してく
ださい。

添付書類 生活扶助受給証明書